

令和6年12月10日

関係各位

神奈川県公衆衛生協会  
会長 黒岩 祐治  
(公 印 省 略)

## 令和7年度調査研究助成金交付対象研究募集について

平素より、当協会の運営に御協力いただきありがとうございます。

神奈川県公衆衛生協会では、公衆衛生の向上のため、保健・医療・福祉・環境に関わる調査研究を行う個人、団体、支部に対し、助成金による支援を行っています。

このたび、令和7年度調査研究助成金交付対象研究の募集を開始しますので、お知らせいたします。

皆様の積極的な御応募をお待ちしております。

### <添付資料>

- 令和7年度調査研究助成金の交付申請手続き等について
- 調査研究助成金交付要領
- 調査研究助成金の取扱いについて
- 令和7年度調査研究助成金申請書（第1号様式）
- 参考 過去に助成金を交付した研究テーマ

※なお、添付資料は当協会HPからもダウンロードできます。

URL : <http://www.kanagawa-koeikyo.jp/member/joseikin.html>

### 問合せ先

神奈川県公衆衛生協会事務局 坂本  
(神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課内)  
住所 横浜市中区日本大通1  
電話 045-210-1111 (内線4774)  
メール koeikyo@pref.kanagawa.lg.jp

## 令和7年度調査研究助成金の交付申請手続き等について

### 1 申請の資格

神奈川県公衆衛生協会個人会員、団体会員、支部に限ります。

(令和7年度本協会加入予定者を含む)

なお、神奈川県公衆衛生協会団体会員及又は支部が申請する場合は、団体の長又は支部長が申請したものに限りします。

### 2 申請手続き

助成金申請書(第1号様式)により、関係書類を添えて、期日までに神奈川県公衆衛生協会事務局へ電子メール、郵送又は持参により提出してください。

電子メールで提出する場合は、**必ず件名の頭に【R7 助成金申請】**と記載するとともに、**添付ファイルにパスワード**を付けてください。

協会事務局：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (県健康増進課内) koeikyo@pref.kanagawa.lg.jp (エル)
---

### 3 申請書の提出期限

令和7年2月19日(水)まで

### 4 調査研究の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間内とする。

### 5 助成金額と交付件数

・助成金額：1件あたり10万円

・交付件数：最大3件

(予算総額30万円)

ただし、令和7年度助成金の募集においては、調査研究が適切な内容であり、調査研究に必要な経費(以下、「調査研究費」という。)が多額となる場合などに、調査研究費及び予算総額の範囲内で助成金額を10万円以上に増額する場合があります。応募状況や調査研究内容により、審査を行い判断しますので、調査研究費については、精査の上申請してください。

## 6 選考方法

助成金の交付対象者及び助成金額は、神奈川県公衆衛生協会企画・学術部会の審査を経て会長が決定します。

## 7 交付決定

助成金の交付対象者を決定したときは、その結果について申請者全員に通知します。

## 8 留意事項

交付金額については、審査結果によって申請金額のとおりに交付されない場合があります。

調査研究助成金は研究費の全額を助成するものではなく、経費の一部を支援するものですので、必ず自己資金を充当してください。

支出項目の対象については、「調査研究助成金の取扱いについて」を参照してください。

同一人が過去に助成金を交付されたテーマで申請することはできません。

広く県民に配布する啓発普及品を作成することが主な研究内容とする事業は、対象としません。

この助成金の交付を受け、研究を行なった者は、令和8年度の神奈川県公衆衛生学会において当該研究内容について発表（原則として口演による発表とする）するものとします。

この助成金の交付を受けて行なった研究を発表する場合には、「神奈川県公衆衛生協会の調査研究助成を受けて実施した研究である」旨を明記することとします。

## 調査研究助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 公衆衛生の向上のため、保健・医療・福祉・環境に関わる調査研究を行う個人、団体、支部に対し、その調査研究に要する経費の一部を助成することにより、その調査研究の成果を助長し、もって神奈川県民の健康で文化的な生活の推進に寄与することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この助成金の名称は、「調査研究助成金」(以下「助成金」という)と称する。

(対 象)

第3条 この助成金の交付の対象者は、神奈川県公衆衛生協会(以下「当協会」という)会員で調査研究を行おうとする個人、団体若しくは当協会支部とする。

(助成金の交付額)

第4条 この助成金の交付額は、当協会の予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする者は、調査研究をしようとする年度の前年度の当協会が指定する期限までに助成金交付申請書(第1号様式)により申請するものとする。

(助成金交付決定)

第6条 この助成金の交付決定は、当協会企画・学術部会の審査を経て、会長が決定する。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、申請者に交付決定通知書(第2号様式)により通知し、助成金を交付するものとする。

(調査研究の期間)

第7条 調査研究の期間は交付決定通知を受けた年度内とする。

(助成金交付要件)

第8条 この助成金の交付を受けた者は、次の要件を遵守しなければならない。

(1) 当該調査研究に必要な経費以外に使用してはならない。

(2) 助成金の交付を受けた者が、調査研究の主要事項を変更しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得るものとする。

(助成金事業完了報告)

第9条 この助成金の交付を受けた者は交付対象事業が完了したときは、調査研究実施報告書(第3号様式)を次年度の4月30日までに提出しなければならない。

2 この助成金の交付を受け、研究を行った者は次年度の神奈川県公衆衛生学会において、当該研究内容について発表(原則として口演による発表とする)するものとする。

(助成金の返還等)

第10条 会長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成金の交付申請につき不正の事実があったとき。

(2) 調査研究事業を廃止したとき。

(3) 調査研究事業の遂行見込みがないと認められたとき。

(4) その他、この要領に反すると会長が認めたとき。

(委 任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附 則)

この要領は、平成12年9月4日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成23年11月10日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年11月25日から施行する。

# 調査研究助成金の取扱いについて

神奈川県公衆衛生協会

## 1 事業の目的

公衆衛生の向上のため、保健・医療・福祉・環境に関わる調査研究を行う個人、団体、支部に対し、その調査研究に要する経費の一部を助成することにより、その調査研究の成果を助長し、もって神奈川県民の健康で文化的な生活の推進に寄与することを目的とする。（要領第1条）

## 2 調査研究助成金の交付要件

調査研究助成金（以下、「助成金」という。）は、神奈川県内の保健・医療・福祉・環境に関わる課題について、県内において調査研究するために必要な経費の一部を助成するもので、当該調査研究に必要な経費以外に使用してはいけません。

当該調査研究の主要事項を変更しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得てください。

調査研究助成金交付決定通知書に付された交付要件に反すると会長が認めたとき、またはこの研究の執行について会長が不相当と認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、または既に交付した調査研究助成金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

事業実施報告は、日本語で記載した研究報告書及び収支計算書（領収書等の証拠書類を含む）を添えて、次年度の4月30日までに提出してください。

この研究の成果については、次年度の神奈川県公衆衛生学会において発表（原則として口演による発表とする）してください。

この助成金の交付を受けて行なった研究を発表する場合には「神奈川県公衆衛生協会の調査研究助成金を受けて実施した研究である」旨を必ず明記してください。

また、論文発表に際しては、本助成金の名称を使用する場合は、「神奈川県公衆衛生協会調査研究助成金」としてください。

## 3 事業の実施期間

事業の実施期間は単年度となっており、当該年度の4月1日以降の当該事業のための支出をした経費が調査研究助成金の対象となります。

事業開始日：原則として当該事業年度当初（4月1日）

事業終了日：原則として当該事業年度末（3月31日）

## 4 助成金の送金について

助成金は、助成金専用口座に振り込みますので、口座番号・名義人等の必要事項を書面により提出してください。

## 5 助成金の対象経費、経理処理について

### (1) 対象経費について

助成金は調査研究に必要な経費の全額を助成するものではなく、その経費の一部を助成するものですので、必ず自己資金を充当してください。

原則、助成金の対象となる経費は次のとおりです。

諸謝金、旅費（原則として県内旅費）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料、雑役務費）、使用料及び賃借料

経費区分については、以下を参照してください。

なお、備品購入費や修繕費は対象経費とはしません。

#### 【諸謝金】

##### ① 支給対象者

この助成金の交付を受けて行なう調査研究の研究者が会議等を招集し、学識経験者等を招へいする場合等（アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者を含む。）とし、この調査研究の研究者は対象としません。

##### ② 支給基準

「諸謝金の単価表」の単価以内とすること。

##### ③ 謝金受領者

謝金支給対象者が国家公務員及び地方公務員の場合は、その取扱いに留意し、支給の可否等を本人に確認すること。

##### ④ 受領の確認

支給対象者から受領書を徴取するか、または支給対象者への口座振込書を証拠書類として収支決算書に添付すること。

#### 【旅費】

##### ① 支給対象者

この助成金の交付を受けて行なう調査研究の研究者とします。

諸謝金の支給対象者に係る旅費については、支給対象者所在地から会議等の実施場所までの距離が、鉄道（バスは不可）最短距離で、片道 30km を超える場合は、諸謝金に含めて支給すること。

##### ② 旅費の種類

原則として、県内の移動に要する鉄道賃、バス賃とする。なお、文献調査や資料収集を行うため、あるいは助言指導を受けるために都内へ旅行する場合は対象とします。

また、調査等の実施地が交通不便地域にあり、やむを得ない場合はタクシー料金や船賃についても対象とします。（ただし、旅行地を地図で示したものを収支決算書に添付すること。）

##### ③ 対象外経費

県外旅費、学会出張旅費、グリーン料金（寝台料を含む。）、航空賃、ガソリン代等の燃料代、宿泊費。

##### ④ 旅費の計算

最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すること。（エキスパートなどのコンピュータソフトや、インターネットサイトの乗り換え情報で検索し、該当する経路など。）

旅行中に、この調査研究と関係のない業務（研究者の本来業務など）の用務地に立ち寄る場合は、その経路は旅費に含めず、最短経路で計算すること。

### 【消耗品費】

- ① 物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないもの。  
各種事務用紙、文房具、消耗機材、雑誌、図書（単価が1万円未満の文献、専門書等で、合計額が5万円未満のものに限る。）、コンピュータ等の周辺機材（CD-ROM、USBメモリー、DVDなど）等
- ② 対象外経費  
医療用器具など研究者の本来業務等で使用可能な消耗品やコンピュータソフトについては対象としません。  
ただし、コンピュータソフトについては当該調査研究の目的を達成するために必要なものについては対象とします。

### 【印刷製本費】

- ① 研究者及び当該調査研究の協力者・機関に配付するため、あるいは当協会への報告のために作成する文書、図面、諸帳簿、リーフレット、研究報告書、その他資料等の印刷代（コピー代を含む。）及び製本代。  
研究者及び当協会への報告用以外に配布した印刷物については、印刷部数及び配布先の内訳を明記すること。  
なお、調査研究の成果を基にリーフレットや冊子を作成する場合は、作成者名を研究者又は研究グループとし、研究者の属する所属名や団体名を使用しないこと。
- ② 対象外経費  
学会等で発表するための文書・資料等に要する印刷代（コピー代を含む。）及び製本代は対象としません。

### 【会議費】

- ① 研究者及び諸謝金の支給対象者等に対する会議中のお茶代とし、500円/人（サービス料、消費税を含む。）程度とすること。
- ② 対象外経費  
会議中や終了後の飲食代は対象にしません。
- ③ 支出の確認  
会議録（出席者名簿を含む。）を作成の上、領収書とともに収支決算書に添付すること。

### 【通信運搬費】

- ① 郵便料、切手、はがき、運送料（宅配便代等）、ファクシミリ代（当該調査研究に使用した料金であることが証明できる場合に限る。）。  
それぞれに用途（アンケート調査など）と送付先（個人名を除く。）を明記すること。
- ② 対象外経費  
通信・電話料（回線使用料を含む。）は対象としません。

#### 【手数料】

送金（振込）手数料。

#### 【雑役務費】

- ① 文献検索料、コンピュータ使用料、データベース入力料、フィルム現像料。
- ② 対象外経費

当該調査研究の係る研究実施報告書は日本語で記載し提出していただきますので、その翻訳に要する経費（校正を含む。）は対象としません。

#### 【使用料及び賃借料】

- ① 機械器具の使用料及び賃借料、会議等の会場使用料等。

会場を借りる場合は、できるだけ公的機関の施設を利用すること。

- ② 対象外経費

支部又は団体会員が助成金を受ける場合は、当該支部又は団体が所有する機械器具や会議室等に対する使用料や賃借料は対象としません。

#### 【その他】

- ① 上記に記載のない費用の内、研究に必要と認められる経費

#### \*対象としない経費（品目）等について

・印鑑（ただし、アンケートの回収用紙等に使用するゴム印、スタンプは可）。

・備品

物品の性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるもの。

例：各機関等で常時備えるべき機器及び用具（概ね5万円以上。机、椅子等の什器類、パソコン、プリンター、複写機等）、図書（医学全集、文献、専門書等で概ね1万円以上）

・上記の備品（機器及び用具）に該当するものに係る修繕費。

#### (2) 経理処理について

- ① 経理関係書類は次のものを整備してください。

・収支決算書（第3号様式別紙）

・収支総括簿（第3号様式別紙）

・費目別内訳書（第3号様式別紙）

・証拠書類等：この研究に係わるすべての証拠書類（領収書、受領書等）の宛名は、助成金の交付を受けた研究者とし、必ず日付を記載すること。

- ② 助成金により生じた預金利息は、当該研究の経費に充当し、支出し、調査研究実施報告書の収支決算書（収支総括簿、費目別内訳書を含む。）に計上すること。

- ③ 助成金の対象となった調査研究を中止する時又は助成金の交付を受けた当該年度内に調査研究が終了する見込みがない場合は、速やかに神奈川県公衆衛生協会事務局に相談

願います。

やむを得ず助成金を返還することになった場合は、必ず助成金の交付を受けた当該年度内に理由書を添えて返還すること。

## 諸謝金の単価表

### (1) 講師謝金（研究協力者を除く。）

講師区分		1 単位単価	備考
大学・研究機関			
	学 長 級	36,000～56,000 円	
	教 授 級	31,000～36,000 円	
	准教授・講師級	29,000～31,000 円	
	助 教 等	26,000～29,000 円	
民間企業等			
	役 員 級	36,000～56,000 円	取締役級以上
	部 長 級	31,000～36,000 円	
	課 長 級	28,000～31,000 円	
	課長代理級	26,000～28,000 円	
	係 長 級	24,000～26,000 円	
自営・自由業等			
評論家 コンサルタント 医師等 弁護士 公認会計士 民間有識者等	A	36,000～56,000 円	全国的に活躍している方
	B	32,000～36,000 円	県域で活躍している方
	C	28,000～32,000 円	市町村域で活躍している方
	D	24,000～28,000 円	地域で活躍している方
国家公務員			
	次官級	36,000～56,000 円	
	局部長級	31,000～36,000 円	
	課長級	28,000～31,000 円	
	課長補佐級	26,000～28,000 円	
	係長級以下	24,000～26,000 円	
地方公務員			
	局部長級	27,000～30,000 円	
	課長級	24,000～27,000 円	
	課長補佐級	22,000～24,000 円	
	係長級以下	18,000～22,000 円	
自主的活動団体等			
	県民、NPO・ボランティア団体等に所属する者等	8,000 円	ただし、専門性に富んだ知識を有し、これにより収入を得ている個人に依頼する場合は「自営・自由業等」により取り扱う

			ものとする。
--	--	--	--------

- (注) 1 原則として、1回当たり3時間未満を1単位とする。  
 2 2時間未満の場合は、10%減額(1,000円未満切上げ)。  
 3 3時間以上4時間未満の場合は、10%増額(1,000円未満切上げ)。  
 4 1日で4時間以上の場合は、上記1～3を合算。  
 5 講演形式の場合は、50%増額(1,000円未満切上げ)。  
 6 講師所在地から研修等の実施場所までの距離が、鉄道(バスは不可)最短距離で、片道30kmを超える場合は、次の額を加算。  
 (1) 70km以下の場合 2,000円  
 (2) 70kmを超える場合 実費相当額(1,000円未満切上げ)

(2) 助言指導に係る講師謝金(研究協力者を除く。)

1回当たり単価
19,000～15,000円

- (注) 1 研究者が、講師等の指定する場所に向いて、助言指導を受ける場合とする。  
 2 原則として、1回当たり2時間未満を1単位とする。

(3) 上記に該当しない諸謝金

用務内容	職種	対象期間	単価	
定形的な用務を依頼する場合	技術者	1日当たり	8,700円	大学(短大を含む)卒業者又は専門技術を有する者及び相当者
	補助者		7,500円	その他

- (注) 1 用務内容が集計・転記・資料整理等の単純作業の場合は、1日当たり(8時間)8,300円。  
 2 (1)から(3)に記載する内容に該当しない場合は、(1)から(3)に記載された講師区分(職種)、用務内容、1単位単価(1回当たり単価)を参考に金額を定めるものとする。

(第1号様式)

令和 年 月 日

神奈川県公衆衛生協会長 様

令和7年度調査研究助成金申請書

研究部門	該当する部門を○で囲んでください。 保健 医療 福祉 環境	自由テーマ
------	----------------------------------	-------

申請者・グループの代表者	
ふりがな 氏 名	これまでの研究実績または従事している業務
連絡先	
TEL ( )	
メール	

研究期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月まで
研究テーマ:	
研究目的(200字程度):	

(注)本申請書に当協会所定の「研究概要」を必ず添付してください。

	氏 名	勤務先	分担研究事項
共同研究者			

収支予算書

収入		
項目	金額	摘要
助成金申請額		
補助金等		
自己資金		
計		

支出		
項目	金額	積算内訳
計		

(注)支出項目の対象については、「調査研究助成金の取扱いについて」を参照してください。

## 研究の概要

氏名	
----	--

(第1号様式)

神奈川県公衆衛生協会長 様

(記入見本)

令和〇〇年〇〇月 〇〇日

令和〇〇年度調査研究助成金申請書

研究部門	該当する部門を○で囲んでください。 保健 <input checked="" type="radio"/> 医療 <input type="radio"/> 福祉 <input type="radio"/> 環境 <input type="radio"/>	自由テーマ
------	---	-------

申請者・グループの代表者		
ふりがな 氏名	かながわ いちろう 神奈川 一郎	これまでの研究実績または従事している業務 〇〇年から〇〇年まで、△△事業を実施した。 内容は、 ①歯科保健への取り組み状況調査 ②未就業歯科衛生士の雇用を促進するための研修 ③ ④ ⑤ である。
連絡先	TEL 045 ( 123 ) 4567 メー 〇〇〇@〇〇〇.co.jp	

研究期間	令和〇〇年 4月 ~ 令和 〇〇年 3月まで
研究テーマ	高齢者の歯の健康づくり支援及び歯科保健調査事業
研究目的(200字程度)	急速に発展する高齢社会にむけて健康寿命の延伸が課題となって久しい。歯科保健分野においても、厚生科学研究の結果から全身の健康と歯科保健との関連が明らかになっている。そこで、自立高齢者に対して自らの口腔の健康を維持増進し、QOLの向上を図るための普及啓発を行うとともに、老化と口腔機能の低下を中心とした歯科保健アンケート調査を実施し、今後介護予防の視点から、高齢者の歯の健康づくりに効果的な支援策を得るものとする。

(注)本申請書に当協会所定の「研究概要」を必ず添付してください。

共同研究者	氏名	勤務先	分担研究事項
	神奈川二郎	〇〇研究所	歯科健康教育
神奈川三郎	〇〇研究所	アンケート集計分析	

収支予算書

収入		
項目	金額	摘要
助成金申請額	100,000	神奈川県公衆衛生協会
補助金等	50,000	△△団体
自己資金	50,000	
計	200,000	

支出		
項目	金額	積算内訳
需用費	150,000	教材費(指導用歯ブラシ等)@500×300人
	40,000	アンケート作成費用
通信費	10,000	切手代
計	200,000	

(注)支出項目の対象については、「調査研究助成金の取扱いについて」を参照してください。

## 研究の概要

氏名	神奈川一郎
----	-------

- 1 実施主体 個人会員による申請の場合は、研究グループ名(グループでない場合は個人名)  
団体会員による申請の場合は、団体名  
支部による申請場合は、支部名
- 2 実施期間 ①自立高齢者への歯科健康教育 5月から10月  
②歯科保健アンケート調査 5月から10月  
③歯科保健アンケート調査集計分析 11月から12月
- 3 実施場所 選定した「老人クラブ」「老人センター」等において、歯科保健教育及びアンケート調査を実施する。
- 4 実施内容 ①自立高齢者への歯科健康教育  
・口腔内自己観察方法  
・歯ブラシによる口腔内清掃方法  
・歯間ブラシ、デンタルフロス等を使用した口腔内清掃方法  
・義歯の清掃、管理  
・お口のリハビリ体操 等
- ②歯科保健アンケート調査  
・歯科健康教育への評価項目  
・口腔への関心度に関わる項目  
・口腔機能に関わる項目  
・口腔内に抱えてる問題点  
・清掃習慣に関わる項目 等
- ③歯科保健アンケート調査集計分析

## 参考 過去に助成金を交付した研究テーマ

### 平成 14 年度 1 件

- ・母親のメンタルヘルスチェックの試み～子ども虐待リスクの早期発見を目指して～

### 平成 15 年度 3 件

- ・子宮頸部細胞診によるヒトパピローマウイルス・タイピング
- ・消費者からみた病院サービスの改善策の検討～特定県立病院の調査に基づいて～
- ・高齢者の歯の健康づくり支援及び歯科保健調査事業

### 平成 16 年度 1 件

- ・デルタチェック法による精度管理の理論的解析

### 平成 17 年度 1 件

- ・子宮頸部細胞診によるヒトパピローマウイルス感染の発がんリスク評価

### 平成 18 年度 1 件

- ・中央保健福祉センター管内における利用者の目線に立った育児支援の考察

### 平成 19 年度 2 件

- ・胃がんハイリスク検査（ペプシノゲン）を導入した胃がん検診の効果
- ・子育て支援「子育てホットステーション」の評価と継続支援ニーズについて

### 平成 20 年度 2 件

- ・診療所等の医療機能の現状及び評価に関する実践的研究
- ・助産所分娩の安全確保に向けて一搬送事例の原因と助産師の対応についての分析および予後調査一

### 平成 21 年度 3 件

- ・慢性疾患児の在宅における療養状況把握調査及び在宅支援策の検討
- ・神奈川県悪性新生物登録事業で収集した追跡調査情報の活用
- ・回復期リハビリテーション病棟における家屋評価の有無が転帰に与える影響についての考察

### 平成 22 年度 2 件

- ・医・歯連携による糖尿病等の生活習慣病の地域医療連携に関する研究
- ・神奈川県内の自然環境下における放射線測定調査事業

### 平成 23 年度 2 件

- ・神奈川県内児童・生徒喫煙状況調査とそれに影響する要因の解明
- ・周産期からの児童虐待予防に関する研究（周産期からの児童虐待予防プロジェクト）

### 平成 24 年度 3 件

- ・活発な咀嚼を促すために勧める食事は何か
- ・結核菌 VNTR 法のシーケンサを用いた結核分子疫学解析の試み及び感染経路解明による結核対策
- ・化粧品中の防腐剤メチルイソチアゾリノン及びメチルクロロイソチアゾリンの分析法の確立

### 平成 25 年度 3 件

- ・インフルエンザウイルス（AH1pdm09）HA 遺伝子変異及び鳥インフルエンザ A（H7N9）の調査
- ・糠床のマイクロフローが大腸菌に与える影響について
- ・地域高齢者の食、栄養支援システム構築に為のアセスメントツール研究開発事業（予定）

### 平成 26 年度 3 件

- ・腸管出血性大腸菌 O157 の分子疫学解析法の検討
- ・特別養護老人ホームにおける看取り介護加算制度利用の現状と課題の検討
- ・コガタアカイエカ等の生息状況と感染症対策に関する研究

#### 平成 27 年度 6 件

- ・入浴施設におけるレジオネラ属菌の生息状況および衛生管理に関する研究
- ・健診データを用いた眼底網膜血管の経年変化と生活習慣病との関連の検討
- ・内視鏡検査を選択可能とした胃がん健診の効果
- ・子どもの発育発達と睡眠との関連および子どもの発育発達における睡眠の最適条件の探索
- ・ふきとり検体におけるノロウイルス検査に関する研究
- ・特別支援学校における歯の健康づくり支援事業と歯科保健調査の集計分析

#### 平成 28 年度 4 件

- ・神奈川県循環器救急患者の全数登録システム構築に関する研究（神奈川県循環器救急レジストリー：K-ACTIVE）
- ・「未病」の認知と理解拡大を目指した教育広報活動充実への研究成果活用とその効果の検証
- ・脊椎損傷者の健康寿命延伸に向けた体重管理による健康意識の変化について
- ・水道水源河川中にみられる農薬類の浄水処理における挙動の検討

#### 平成 29 年度 5 件

- ・児童虐待に関する児童相談所・児童施設での実態調査
- ・県内感染症対策における感染症担当者の人材育成への取り組みと体制強化
- ・周産期からの児童虐待予防のための地域支援活動の見える化
- ・漢方治療に対する知識向上と意識変化
- ・平塚保健福祉事務所管内における過去 10 年間の結核発生の疫学的な特徴と地域特性との関連についての検討

#### 平成 30 年度 4 件

- ・神奈川県域で検出されたカルバペネム耐性腸内細菌科細菌（CRE）の解析
- ・がん患者及びその家族の情報利用行動の探索的研究
- ・足柄上地域における災害時の食環境整備について
- ・薬物療法を受けている精神疾患患者の身体状態に関する危険因子の予測

#### 令和元年度 5 件

- ・日本を母国としない女性を対象とした、妊娠から育児における、ヘルスリテラシーに基づいた情報提供のあり方
- ・麻疹・風疹等の発疹性疾患における検査診断に関する基礎的研究
- ・レジオネラ・ニューモフィラの分子疫学的解析法の検討
- ・特別支援学校における歯科保健活動の理解と実践を通じた歯と口の健康づくり
- ・難病の患者に対する就労支援対策の充実

#### 令和 2 年度 1 件

- ・基幹感染症情報センターにおける感染症サーベイランスシステムを用いた統計学的検討～新型コロナウイルス感染症への対応から～

#### 令和 3 年度 2 件

- ・電子タバコ含有薬物の迅速検査における薬物尿検査キットの適用性評価
- ・神奈川県域で検出された A 群溶血レンサ球菌の薬剤感受性に関する研究

#### 令和 4 年度 4 件

- ・神奈川県内の介護・福祉施設における健康経営の取り組みについて
- ・基幹感染症情報センターにおける次期感染症サーベイランスシステムの運用体制構築の検討
- ・大麻草抽出製剤の医療応用に関する実態調査
- ・県立精神科病院におけるグリーンケアに関する現状と課題の検討

#### 令和5年度 5件

- ・子宮頸癌および子宮頸部前癌病変を有する妊婦の管理・治療の至適化に関する研究
- ・神奈川近郊の河川・海域における薬剤耐性菌に関する実態調査
- ・適切な医療放射線安全管理体制に係る支援策を作成するための調査事業
- ・食品製造業における効率的な拭き取り検査の実施にかかる検討
- ・精神疾患患者における排便状況と自覚的健康度の実態調査からみた精神症状への影響

#### 令和6年度 6件

- ・強固な医療放射線安全文化の醸成と適切な医療放射線安全管理を目指す地域実証研究
- ・神奈川県内自治体における健康施策への「ナッジ」および「デザイン思考」の活用状況に関する調査研究
- ・犬と猫の飼育が高齢者の健康寿命に与える影響と飼育意識に関する調査事業
- ・生活上のストレスが、2型糖尿病の病態に与える影響の解析
- ・鎌倉市乳がん検診のデジタル化とペーパーレス化への取り組み
- ・災害による長期的な通常業務遂行困難時の新人保健師教育プログラムの開発～COVID-19対応を乗り越えた新任保健師に焦点を当てて～